



一般財団法人 大学教育質保証・評価センター

Japan Association for Quality of University Education

100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル B106 TEL: 03-6205-8101 E-mail: daihyo@jaque.or.jp

2. 評価受審のご準備に向けて

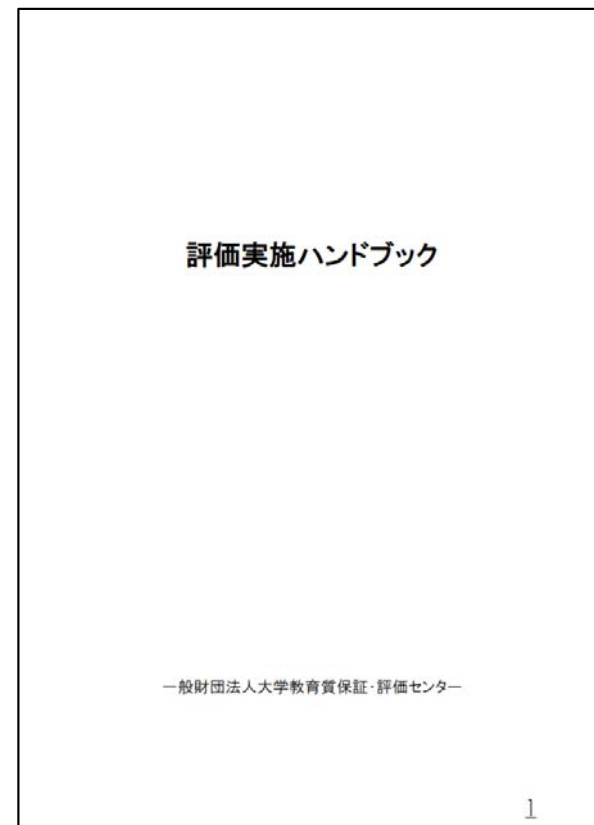
2023年6月29日

使用する資料

※赤字は2024年度評価に向け改定した資料

■評価実施ハンドブック

- ① 実施大綱
- ② 大学評価基準 / **大学評価基準別紙**
- ③ **点検評価ポートフォリオ作成要項**
- ④ 実地調査実施要項
(様式)
- ⑤ **点検評価ポートフォリオ記入様式**



■点検評価ポートフォリオ作成要項 補足資料

説明内容

- I 評価システムの概要
- II 点検評価ポートフォリオの作成について
- III 実地調査
- IV 2024年度認証評価の受審申請について

I 評価システムの概要

① 実施大綱

1 評価の目的（評価実施ハンドブックp.7）

- (1) 大学の教育研究の質を保証すること
- (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）の実質化を促すこと

2 評価の基本的な方針（ハンドブックp.7）

- (1) 第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2) 内部質保証の実質化の促進
- (3) 本評価以外の大学評価結果の活用

① 実施大綱

5 評価の実施方法 (ハンドブックp.9~10)

(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

- ① 点検評価ポートフォリオの作成

(2) センターにおける評価のプロセス

- ① 書面評価

- ② 実地調査

- ③ 関係者からの意見聴取

(高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取)

- ④ 評価結果の作成

(3) 各基準の評価及び評価結果

3つの基準すべてを満たしている場合に、本センターの大学評価基準を満たしていると判断します。

(4) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

① 実施大綱

9 評価の申請とスケジュール (ハンドブックp.10)

(1) 評価の申請

会員大学・・・評価を実施する前年度11月末まで

非会員大学・・・評価を受審する前々年度11月末まで

(2) 評価のスケジュール

時期	スケジュール	内容
(前年度)	認証評価説明会	本評価の特徴、方法等を説明します。
11月末まで	評価の申請	大学からの申請を受け付けます。
5月	点検評価ポートフォリオの提出	大学は5月末までに点検評価ポートフォリオをセンターに提出します。
6月～8月	センターにおける評価の実施 書面評価	大学から提出された点検評価ポートフォリオ等に基づき書面評価を行います。
10月～12月	センターにおける評価の実施 実地調査	実地調査等を行い、評価結果(原案)を作成します。
1月	センターにおける評価の実施 評価結果(案)の決定	認証評価委員会において、評価結果(案)を決定します。
2月	評価結果(案)の通知 意見申立て	評価結果(案)を大学に通知します。 大学は評価結果(案)に対して意見がある場合は意見申立てを行います。
3月	評価結果の確定と公表	意見申立てに対する審議を経て、評価委員会は対応を決定し、評価結果を確定して公表します。

① 実施大綱

10 評価費用（ハンドブックp.11）

大学機関別認証評価手数料に関する規程より

《別表1：評価手数料(消費税別)》

	会員	非会員
大学基本額	1,600,000円	3,500,000円
1学部あたり	350,000円	600,000円
1研究科あたり	200,000円	400,000円

《別表2：再度の評価に係る評価手数料(消費税別)》

	会員	非会員
大学基本額	800,000円	1,250,000円

② 大学評価基準 (ハンドブックp.17)

基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。(学校教育法第109条第1項)

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項について行うものとする。

(細目省令第1条第2項第1号)

基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。

(大学設置基準第1条第3項、大学院設置基準第1条第3項)

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる。(中教審答申:我が国の高等教育の将来像)

基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。

② 大学評価基準

基準1に関する評価の指針（ハンドブックp.19～24）

基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項（以下「評価事項」という。）それぞれについて、法令適合性の観点から評価する。

本指針では、それぞれの評価事項の評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示す。関係法令等のうち下線を付したものは本評価において特に重要と考えられる法令となる。

※大学設置基準等改正に伴い「関係法令等」を改定しています

評価事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

② 大学評価基準

基準2に関する評価の指針（ハンドブックp.25）

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

（評価方法）

- ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか。
- ・ 取組みが組織的に行なわれているか。
- ・ 取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか。

② 大学評価基準

基準3に関する評価の指針（ハンドブックp.26）

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

（評価方法）

- ・それぞれの取組みが組織的に行われているか
- ・取組みが特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているか

Ⅱ 点検評価ポートフォリオの作成について

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

点検評価ポートフォリオの構成 (ハンドブックp.33)

① 大学の概要・目的

←大学の基礎情報、組織図、内部質保証体制等

② 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

←各項目を見開きの2ページで

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

←3～5つの取組み 学習成果の分析を1つ以上

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

←3～5つの取組み

⑤ 認証評価共通基礎データ(エクセルデータ)

←【改正前基準】と【改正後基準】から大学が選択

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

① 大学の概要・目的

大学の概要

(1) 大学名

(2) 所在地 (複数の校地・校舎を有する場合は、各キャンパス等名とその所在地)

(3) 学部等の構成 (別科・専攻科等、その他の組織を含む)

(4) 学生数及び教職員数 (評価実施年度の5月1日現在の現員、教員の定義は学校基本調査に合わせる)

(5) 理念と特徴

(6) 大学組織図 (大学の組織体制を示す図を貼付)

(7) 内部質保証体制図 (大学の内部質保証体制を示す図を貼付)

→ 内部質保証を担う組織、関係組織間の関係、内部質保証の方針などについて、図も使いながら示します

大学の目的

「大学の目的」には、学則等に定められた大学の目的を記述します。

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブックp.39)

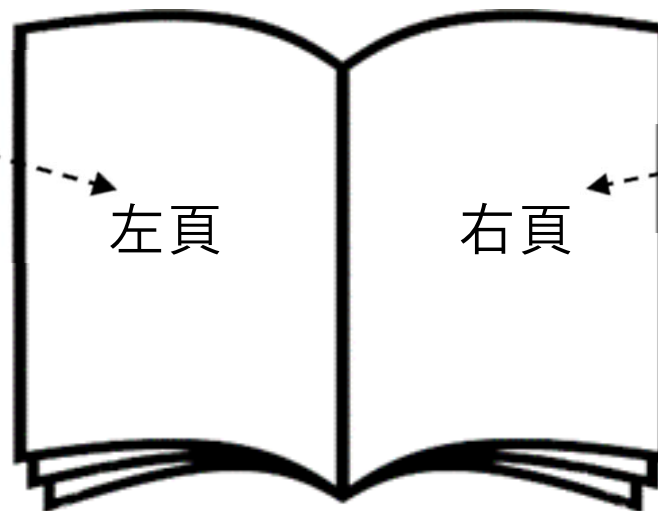
左ページの「(1)自己点検・評価の実施状況」には、原則として1ページで、当該評価事項の法令への適合性に関する自己点検・評価の実施状況を整理します。その際、評価事項ごとに右ページに掲載された関係法令等への適合状況を、必ず説明します。

評価事項(法定10項目)

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

内部質保証活動の
状況



関係法令のリスト

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブックp.39)

関係法令の条文が
書いてある

関係法令に応じた関連資料(エビデンス)のリンク先(URL)を示す。原則としてすべて公表しているもので示す

見開き2ページで示すには工夫が必要
すべてを記述に頼るのではなくリンクを活用する

	関連資料 (リンク)
学校教育法 第八十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授し、知識の応用及び実践的能力を修養することを目的とする。	大学学則 第四節 第二十六条(学位授与) PO
大学学則 第四節 第二十六条(学位授与)	大学学則 第四節 第二十六条(学位授与) PO
大学学則 第四節 第二十六条(学位授与) 大学学則 第四節 第二十六条(学位授与)	大学学則 第四節 第二十六条(学位授与) PO

点検評価ポートフォリオ作成要項 補足資料(抜粋)

■点検評価ポートフォリオの基本的な考え方 (補足資料p.1 抜粋)

- ・点検評価ポートフォリオは、添付すべき関連資料等を公表されたWebページのURL(以下、公表URLとする)により提示する仕組みを採用した上で、記載する枠を固定しており、その結果、説明の分量に限りがあります。作成の際には、**公表URLにより提示する関連資料をうまく活用し、工夫してください。**
- ・関連資料は、**原則として公表された資料での提出**となります。提示する関連資料は、説明の根拠となる規程等だけでなく、部局単位の活動報告や、他の評価機関による外部評価資料等を含めてご検討ください。必要な資料をまとめたWebページを用意する等、読み手が参照しやすくするための工夫を期待します。

■基準1に関する点検評価資料 補足・留意点 (補足資料p.2 抜粋)

- ・左ページには、評価事項(イ～ヌ)に関する自己点検・評価の状況を、総合的に記載します。**関係法令を一つずつ取り上げ、それぞれに適合しているか否かを箇条書きするのではなく、該当する評価事項の自己点検・評価の状況について、関係法令を確実に押さえつつ、総合的に記載します。**
- ・法令に対しての自己点検・評価の実施状況のほか、各大学が日常的に行う自己点検・評価活動を踏まえて強調したい点として、**改善した事項とその経緯等を具体的に示すことは有効です。**

(参考)基準1の評価作業シート例

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

1. 分析

☆:特に注意して確認すべき法令(重要ポイント)

番号	公表	確認事項	法令適合	確認された事項・留意点等	重要度					
学校教育法										
①		<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表しているか。 ・政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の認証評価を受けているか。 ・専門職大学院を置く大学は、当該大学院の設置の目的に照らし、政令で定める期間ごとに認証評価を受けているか。 								
<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0e0f0; display: inline-block;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">評価事項ごとに、評価者がコメントを書き込む</p> </div>										
						⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・教員と職員の適切な役割分担の下、連携体制が確保されているか。 ・教員、職員の協働により職務が行われているか。 			
						⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しているか。 			
						⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けているか。 			
大学院設置基準										
⑧		<ul style="list-style-type: none"> ・教員と職員の役割分担の下、連携体制が確保されているか。 			☆					
<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffe0b0; display: inline-block;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">評価の重要事項には☆印がついている</p> </div>										

2. 本評価事項に関して確認したい事項

※ 受審大学に確認したい事項を記入します

(参考)基準1の内部質保証システム(PDCA)を確認するチェックシートの例

基準1における内部質保証に関する分析シート

基準1	項目	Stage I (Plan) (システム構築・規定)	Stage II (Do) (整備・実行・実施)	Stage III (Check) (自己評価・公表)	Stage IV (Action) (フィードバック)
イ	教育研究上の基本となる組織に関すること	教育組織 ■教育組織やその責任者について規程等で明確に定めている。	□教育組織が規程等に則して適切に運営されている。	□教育組織の活動について自己点検・評価を行っている。	□自己点検・評価の結果を踏まえ、教育組織の定期的な見直しを行っている。
□	教員組織に関すること	教員組織 □教員編成方針、教員の採用基準、昇任基準等を規程等で明確に定めている。	□規程等に基づき、適切に教員組織を編成し、教員等を配置している。	□教員編成方針、教員の採用基準、昇任基準等に基づく取組みの状況について自己点検・評価を行っている。	□自己点検・評価の結果を踏まえ、教員組織について定期的な見直しを行っている。
	入学者選抜	□入学者選抜に関わる責任体制・実施方針を規程等で明確に定めている。	□適切な責任体制・実施針のもと、入学者選抜を適切かつ公正に実施している。	□入学者選抜に関わる責任体制、実施方針について、自己点検・評価を行っている。	□自己点検・評価の結果を踏まえ、入学者選抜の責任体制、実施方針について定期的な見直しを行っている。

「基準1に関する評価の指針」の改定

○2022年10月に大学設置基準等の改正が施行されたことを受けて、基準1に関する評価の指針を「関係法令等」の条番号を中心に改定

○点検評価ポートフォリオ様式の「関係法令等」も改定

○改正の詳細は文部科学省Webページを参照

令和4年度大学設置基準等の改正について:文部科学省 (mext.go.jp)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm

「基準1に関する評価の指針」の改定

法令改正の主な項目と本センターの対応

(法令改正の主な項目は文部科学省資料「令和4年度大学設置基準等の改正について ～学修者本位の大学教育の実現に向けて～」目次から該当箇所を転載)

- ・ 総則等理念規定の明確化について
- ・ 教育研究実施組織等について
 - 「ロ 教員組織に関すること」「ホ 事務組織に関すること」で扱う
 - 教職協働については、点検評価ポートフォリオ様式上は「ホ」に關係法令を記載
- ・ 基幹教員制度について
 - 「ロ 教員組織に関すること」「ニ 施設及び設備に関すること」で扱う
 - 基幹教員に考え方が改められたが、従前の例により専任教員の考え方も可
 - 「認証評価共通基礎データ」は【改正前基準】【改正後基準】から選択
- ・ 指導補助者について
 - 「ロ 教員組織に関すること(①大学)」「ハ 教育課程に関すること(②大学院)」で扱う

「基準1に関する評価の指針」の改定

- ・ 授業期間について
- ・ 単位の計算方法等について
- ・ 卒業要件の明確化について
- ・ 校地、校舎等の施設及び設備について
- ・ 教育課程等に係る特例制度について
 - 該当する場合は「**ヌイ**から**リ**までに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること」で扱う
- ・ 経過措置について
 - 「現に設置されている大学等に対する「**基幹教員**」「**校舎**」「**研究室**」の規定の適用については従前の例によることができる」(文部科学省資料より)

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

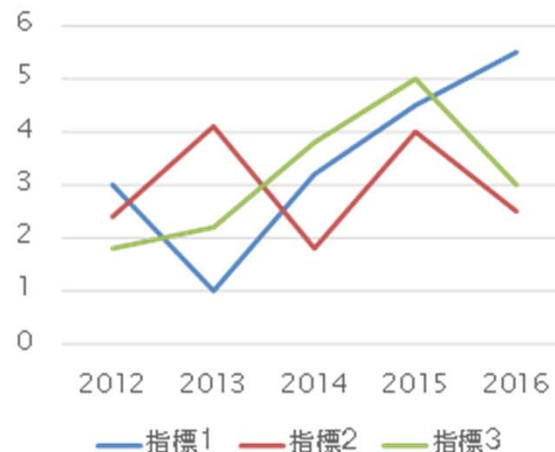
基準2に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準2に関する評価の指針」に即して、「情報を体系的に、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート

→ 自らの大学の水準について、経年変化を見える化



水準比較

→ 組織間や大学間などでデータの比較分析

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

基準2 (水準向上の評価)

大学の教育研究の水準の向上させる取組み

- ・学習成果の分析結果は必須
- ・組織的、継続的に行っている

評価のための資料・データを大学が選択する

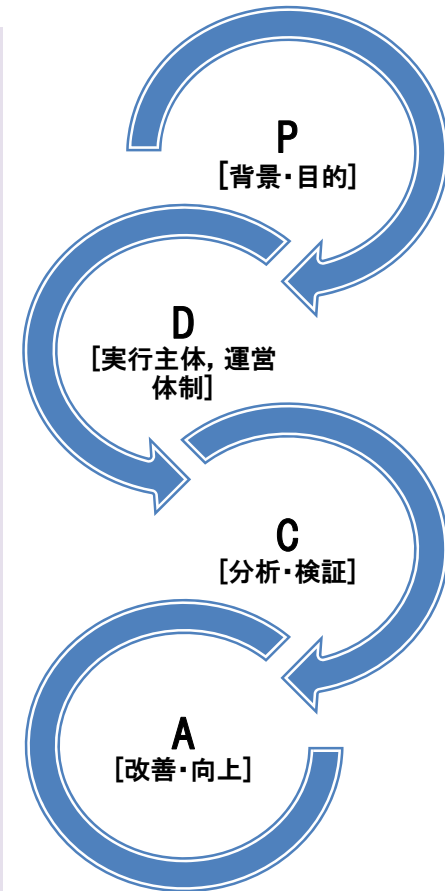
- ・事例を使って、“内部質保証活動が機能している”ことを示す

- ・学習成果の分析結果
- ・モニタリング(IR)結果

「基準2に関する点検評価資料」作成の考え方

例えば、授業評価アンケートの場合……

- 授業評価アンケートを実施する背景と企画 [P]
 - どのような水準の向上を目指して企画したか？ 規程は？
 - 学生の授業外学習は十分か？ 施設に課題はないか？
- どこが主体となって実施したか？ [D]
 - 教務委員会、内部質保証推進委員会など
- 継続的に取られたデータを分析・検証し得られた結果？ [C]
 - データの分析・検証の結果状況は好転(悪化)したか？
- 分析・検証の結果, どのように教育や大学運営を改善？ [A]
 - 状況が好転(悪化)している場合, 次にどのような取組みで更なる「水準向上」に結び付けようとしたか？



- **内部質保証システム (PDCA) を機能させていることを、事例を使って説明する**

基準2の評価作業シートの例

基準2の評価シート

評価方法 (評価の指針より)
(1) 情報の収集・分析が体系的、継続的に行われているか
(2) 取組みが組織的に行われているか
(3) 取組みが効果的に機能しているか

基準2における内部質保証のチェックも、原則的にはPDCAが記述されているかが重要

2. 内部質保証に関する分析

	Stage I (システム構築・規定)	Stage II (整備・実行・実施)	Stage III (自己評価・公表)	Stage IV (フィードバック)
分析の視点	取組みに関し、規程、体制、手続き等を定めている	情報の収集・分析を体系的、継続的に実施している	取組みに関する自己分析を行い、公表している	取組みの分析方法の見直しを定期的に行っている
分析結果	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
コメント				

「基準2に関する点検評価資料」作成の考え方

■基準2に関する点検評価資料 補足・留意点 (補足資料p.3 抜粋)

- ・重要と認識する課題、その解決・改善のための様々なモニタリング、いわゆるIR活動の取り組み状況が記述されることを期待しています。したがって、取り組みの内容のほか、どのような視点・体制で取り組みを行っているか等**内部質保証システムとの関連が重要**です。
- ・基準1で示した内部質保証システムが有効に機能していることについて、具体的な取り組みを通して明らかにすることを期待しています。**結果の分析だけでなく、その分析結果がどのような改善に結びついているか等を具体的に示すことが重要**です。
- ・記入様式内にもあるとおり、**取り組みの中に1つ以上、学習成果に関する取り組みを取り上げ**該当する取り組みのタイトルの末尾に【学習成果】と記載し明示してください。学習成果に関する取り組みについては、その取り組みによって学習成果が向上し、教育の質向上につながったことを示してください。

【評価の際の視点】

- ※以下は視点の例であり、その全てが記述されていることを求めるものではありません。取り組みの内容に応じた視点で大学の考えを述べてください
- ・情報の収集、分析が体系的か(経年変化の分析や他大学との比較等が行われているか)
 - ・取り組みが組織的、継続的に行われているか
 - ・取り組みに関する規程等を定めているか
 - ・責任体制、意思決定の手続き等が明確か
 - ・取り組みの点検・検証を行っているか、またその結果を報告書等にまとめ公表しているか
 - ・取り組みの結果が学内構成員に共有されているか
 - ・取り組みの点検・検証を行った結果を踏まえ、改善に取り組んでいるか
 - ・取り組みに関するPDCAサイクルが機能しているか

「基準2に関する点検評価資料」作成の参考資料

分析項目の例

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報について

(1)大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において学内で収集可能と考えられるものの例

各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率等)、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間

(2)教学マネジメントを行う上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況、卒業論文・卒業研究の水準、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業生に対する評価、卒業生からの評価

中教審「教学マネジメント指針」(2020.1.22)から抜粋

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

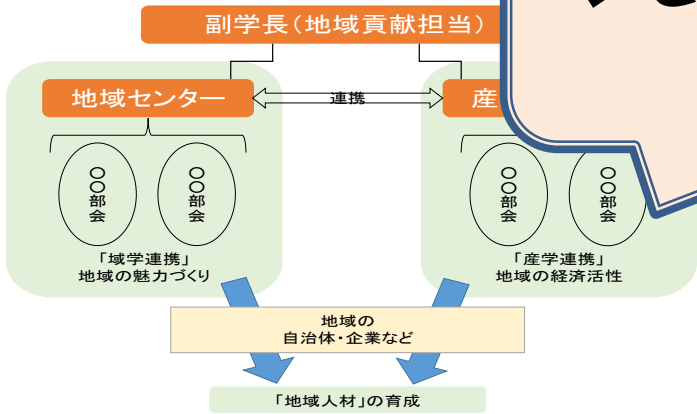
基準3 (特色進展の評価)

大学が行う特色ある教育研究の取組み

- ・大学の理念・ポリシーに適合した取組み
- ・組織的に行っている

- ・ 大学がアピールしたい取組み
地域貢献、
国際化、学生支援……
- ・ 参加型評価(ワークショップ)をするための
ステークホルダーを考慮

「基準3に関する点検評価資料」作成の考え方

<p>タイトル (No. 2)</p>	<p>地域人材育成事業について</p>
<p>取組みの概要</p>	<p>地域センターと産学センターがそれぞれ「域学連携」と「産学連携」事業を推進し、地域の自治体や企業とも連携して「地域人材」の育成を目指している。</p>
<p>取組みの成果</p>	<p>本学には、地域センターと産学○○部会と○○部会を設け、「域学連携」を行っている、産学センターには○○部会と○○部会を設け、「産学連携」を行っている。</p>  <p>【図1】「地域人材育成事業」体制図</p> <p>「地域人材育成事業」で育成を目指す「地域人材」とは、社会の中で地域が果たす役割を考え、地域のニーズや課題を発見し、その</p>

1つのテーマを1ページで分析結果を示す

「産学連携」を図りながら、活動を行っている（【図1】）。学生らは、参加を希望する場合、サークル団体と協同して行う場合、カリキュラムの一部として受講する場合など様々な場面で「地域人材育成事業」と関わることになる。



**地域貢献などの人材の育成
大学をアピールする事例
大学の理念・目標を踏まえて・・・**

「基準3に関する点検評価資料」作成の考え方

■基準3に関する点検評価資料 補足・留意点 (補足資料p.4 抜粋)

- ・「特色ある教育研究の状況」欄には、大学の理念等に示された特色をどのように進展させていくと考えているのか、またその具体的な取組みとして、各取組みをとりあげた理由、背景等を説明してください。
- ・原則として、教育研究プログラムに組み込まれている取組みを記載いただきます。ただし、例えば課外活動等であっても、その取組みが大学として特色ある重要な取組みで、組織的な取組みであると考えられる場合には、全体のバランスを勘案し記述してください。
- ・示された取組みの中から1つ以上を選んで、実地調査において「評価審査会」を実施します。評価審査会は、大学構成員のほか取組みに関係するステークホルダー等に参加を求める、いわゆる「参加型評価」の形式で行います。

【評価の際の視点】

- ※基準2と同様に、以下の視点の全てが記述されることを求めるものではありません。
- ・取組みが、大学の理念、目的、3ポリシー等と整合している
- ・取組みの状況が組織的に把握されているか
- ・学内(教員、職員、学生等)のコンセンサスは得られているか
- ・取組みに継続性があるか
- ・外部媒体へ積極的に発信しているか
- ・新規性があるか
- ・他大学と比較して有意か、他大学等の参考になるか
- ・学外の声を踏まえて改善が行われているか

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

⑤ 認証評価共通基礎データ(ハンドブックp.48)

大学設置基準等の法令が要請する事項に関わる基礎データを記載します。

本様式は、大学機関別認証評価を実施する各評価機関において、共通に提出を求め内容とされているものです。

【改正前基準】(専任教員)もしくは【改正後基準】(基幹教員)から大学としての整理の状況に応じていずれかを選んで提出します。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和5年5月1日現在)

事項	記入欄			備考
大学の名称				
学校本部の所在地				
学部・学科等の名称 開設年月日 所在地 備考	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地	備考
	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 学科 <input type="radio"/> 学舎間主コース <input type="radio"/> 学舎夜間主コース <input type="checkbox"/> △△課程			
	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 学科 <input type="radio"/> 学舎間主コース <input type="radio"/> 学舎夜間主コース <input type="checkbox"/> △△学部等連携課程			
専任教員 学部・学科等の名称 開設年月日 所在地 備考	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地	備考
	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 学科 <input type="radio"/> 学舎間主コース <input type="radio"/> 学舎夜間主コース <input type="checkbox"/> △△課程			
	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 専門職 <input type="radio"/> 学舎間主コース <input type="radio"/> 専門職学舎夜間主コース <input type="checkbox"/> △△課程			
研究科・専攻等の名称	開設年月日			

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和5年5月1日現在)

事項	記入欄			備考
大学の名称				
学校本部の所在地				
学部・学科等の名称 開設年月日 所在地 備考	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地	備考
	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 学科 <input type="radio"/> 学舎間主コース <input type="radio"/> 学舎夜間主コース <input type="checkbox"/> △△課程			
	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 専門職 <input type="radio"/> 学舎間主コース <input type="radio"/> 専門職学舎夜間主コース <input type="checkbox"/> △△課程			
研究科・専攻等の名称	開設年月日			

その他の留意点等(補足資料p.5)

■その他の留意点等

- 点検評価ポートフォリオはページ数の統一を図っております。記入様式のレイアウト、フォント等はできる限り変更しないようお願いいたします。基準2、基準3において空白のページが出る場合、空白のページは削除しないでください。
- 点検評価ポートフォリオのデータ提出方法については、評価実施ハンドブックのP49で紙媒体及び電子媒体(Word)の提出をお願いしていますが、電子媒体について、認証評価共通基礎データはExcelでの提出、また全体をPDF化したデータの提出を、併せてお願いいたします。
- 点検評価ポートフォリオ目次の基準2、基準3には、取り上げた取組みのタイトルを記入してください。

■事前相談

本センターは点検評価ポートフォリオの作成方法等についての事前相談を随時受け付けておりますので、ぜひご活用ください。評価受審年度の4月上旬頃まで受け付けています。点検評価ポートフォリオの提出までに事前準備として効果的なものを下記に記載いたしましたので、併せてご参照ください。

(事前準備時に効果的な取組み例)

- ・認証評価に関する学内研修会
- ・作成途中の点検評価ポートフォリオに関する事前相談

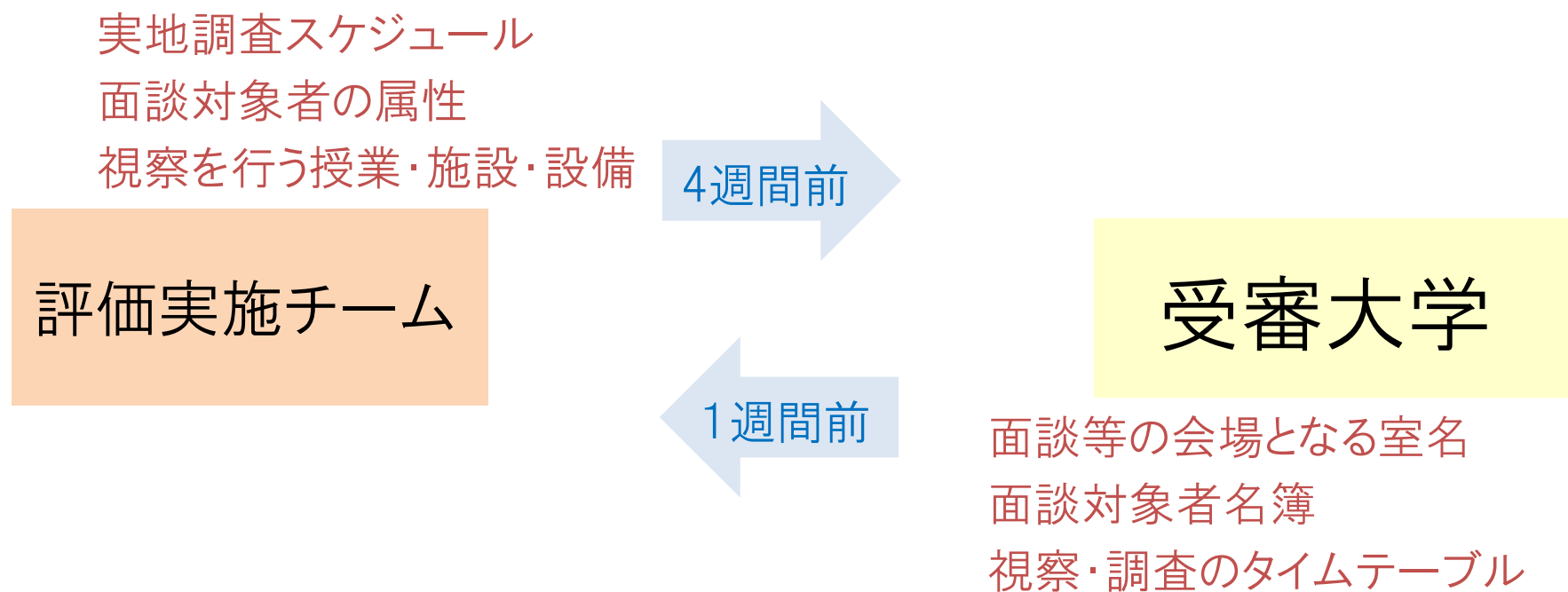
Ⅲ 実地調査

④ 実地調査実施要項

Ⅱ 実地調査の準備等（ハンドブックp.56）

1 日程の決定

2 実地調査スケジュールの決定に伴う準備



3 「実地調査時の確認事項」への対応

④ 実地調査実施要項

Ⅲ 実地調査当日の対応等(ハンドブックp.58)

- 1 受審大学の責任者との面談
- 2 教員、職員等との面談
- 3 学生及び卒業(修了)生との面談
- 4 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- 5 評価審査会
- 6 評価実施チーム会議

④ 実地調査実施要項

5 評価審査会(ハンドブックp.58)

(進行イメージ) ※全体で120分程度

- 趣旨説明等
- 大学側から取組みの内容について説明(20分程度)
- 評価委員から大学への質問
- 学生・ステークホルダーからの意見聴取
(取組みに参加した学生、取組みにかかわる自治体職員、地域の関係者など)
- 取組みの進展に向けてディスカッション
- 主査によるまとめ

(参加者)

- ・ 在学生、卒業生、修了生
- ・ 設置団体の関係者(市役所・県庁職員)
- ・ 取組みにかかわる市町村や企業の関係者
- ・ 高等学校の教員
- ・ 連携している地域団体関係者
- ・ リカレント講座受講者

④ 実地調査実施要項

IV 実地調査スケジュールモデル(ハンドブックp.60)

実地調査のスケジュールは以下を基本とし、評価実施チームの判断により決定します。

時間		プログラム	内容等
1 日 目	午後	教育現場の視察及び学習環境の状況調査(必要に応じて実施)	
		教員、職員との面談(必要に応じて実施)	・書面評価に基づくヒアリング
		評価実施チーム会議	
2 日 目	午前	大学関係者(責任者)との面談	・書面評価に基づくヒアリング ・内部質保証に関する取組み状況について
	午後	評価審査会	・特色ある教育研究の取組みについて (教職員、学生、ステークホルダー等が参加)
		評価実施チーム会議	
		大学関係者(責任者)との面談	・実地調査の結果説明

IV 2024年度認証評価の受審申請 について

2024年度認証評価受審申請の手続き

9月初旬までに本センターのWebページ
(<http://jaque.or.jp/>)にて2024年度の受審申請についての
ページを公表します。

申請手続等 …… 2023年11月30日必着(会員の場合)

【提出書類】

- (1) 「2024年度 大学機関別認証評価申請書」(様式1)
- (2) 「大学基礎情報票(申請用)」(様式2)
- (3) 大学の概要が分かる資料(大学概要・大学案内等 各1部)

提出された申請書等の内容を確認した後、受審大学に対し申請受理
通知書を送付します。

※非会員として受審する場合は、前々年度の11月30日までに申請が必要です

会員制度について(参考)

本センターのWebページ「会員制度」

(<http://jaque.or.jp/nyukai>)をご覧ください。

会員大学数・・・72大学(2023/06/29現在)

○入会手続き

- 【提出書類】
- (1) 入会申込書
 - (2) 大学基礎情報票

○会費

会費は年度ごとに毎年5月末日までに納入いただきます。

学生定員	会費の額
1,000人未満	12万円
1,000人以上2,000人未満	24万円
2,000人以上	36万円

(参考)論文の紹介

評価センター紹介論文

「大学教育質保証・評価センターの設立経緯とその評価の概要」

https://www.jstage.jst.go.jp/article/kaikakugakui/24/0/24_2023.24004/_article/-char/ja



資料・記事を探す ▾ J-STAGEについて ▾ ニュース&PR ▾ サポート ▾

サインイン カート JA ▾ 🔍

大学改革・学位研究

Online ISSN : 2758-3716

Print ISSN : 2758-3708

資料トップ 巻号一覧 この資料について

J-STAGEトップ / 大学改革・学位研究 / 24 巻 (2023) / 書誌

招待論文

大学教育質保証・評価センターの設立経緯とその評価の概要

奥野 武俊, 中田 晃

著者情報

キーワード: 認証評価, 認証評価機関, 公立大学, 教育の質の保証, 質の向上, 評価基準

ジャーナル

フリー

2023 年 24 巻 p. 29-43

DOI <https://doi.org/10.32175/kaikakugakui.2023.24004>

詳細

PDFをダウンロード (1428K)

メタデータをダウンロード

RIS形式
(EndNote、Reference Manager、
ProCite、RefWorksとの互換性あり)

BIB TEX形式
(BibDesk、LaTeXとの互換性あり)

テキスト

メタデータのダウンロード方法

発行機関連絡先